

内閣府

○総務省令第四号

文部科学省

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二条第一項第二号及び第四百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年八月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 平井 卓也

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔被扶養者〕</p> <p>第二条の二 法第二条第一項第二号に規定する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害については医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害については継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの</p> <p>二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの</p> <p>2 法第二条第一項第二号に規定する日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 外国において留学をする学生</p> <p>二 外国に赴任する組合員に同行する者</p> <p>三 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者</p> <p>四 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であつて、第二号に掲げる者と同等と認められるもの</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者</p> <p>（被扶養者の申告）</p> <p>第九十四条 組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、次に掲げる事項（第四号に掲げる事項にあつては、組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合に限る。）を記載した被扶養者申告書を組合員に提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至つた場合で、組合員がその事実を組合員原票、被扶養者申告書その他組合員が保有する書面により確認したときは、この限りでない。</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 被扶養者の要件を備える者が第二条の二第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨</p> <p>五 〔略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>第九十四条 組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した被扶養者申告書を組合員に提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至つた場合で、組合員がその事実を組合員原票、被扶養者申告書その他組合員が保有する書面により確認したときは、この限りでない。</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p>

<p>〔2 略〕 (標準報酬の決定等) 第百一条の二 〔略〕 〔2〕7 略〕</p> <p>8 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬(同項に規定する標準報酬をいう。次項から第十二項まで及び第百一条の十において同じ。)のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。</p> <p>〔9〕12 略〕</p>	<p>〔2 同上〕 (標準報酬の決定等) 第百一条の二 〔同上〕 〔2〕7 同上〕</p> <p>8 組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬(同項に規定する標準報酬をいう。次項から第十二項まで及び第百一条の十において同じ。)のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。</p> <p>〔9〕12 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この命令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律附則第九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下この項及び次項において「改正後の法」という。）第二条第一項第二号及びこの命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（以下この項及び次項において「改正後の規程」という。）第二条の二の規定の施行により被扶養者の要件を欠くに至る者であつて、この命令の施行の際現に地方公務員等共済組合法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関に入院しているものの当該入院の期間における被扶養者としての資格については、その者が引き続き当該組合員と同一の世帯に属し、主としてその組合員の収入により生計を維持している間（その者が当該組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である場合にあっては、主としてその組合員の収入により生計を維持している間）に限り、改正後の法第二条第一項第二号及び改正後の規程第二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 組合は、この命令の施行の日前においても、改正後の法第二条第一項第二号及び改正後の規程第

二条の二の規定の施行により被扶養者の要件を欠くに至る者を有する組合員から、令和二年四月一日における状況を記載した改正後の規程第九十四条第一項の規定による被扶養者申告書の提出を受けることができる。